

静岡県告示第478号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱を次のように定める。

平成30年6月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

第1 趣旨

静岡県知事（以下「知事」という。）は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して在籍する生徒の授業料に充てるものとして、予算の範囲内で、静岡県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付対象

学び直し支援金の支給の対象となる者は、静岡県内における就学支援金の支給対象校に在学している者のうち、次の各号の全てに該当する生徒で、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）であること。）
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 学び直し支援金（高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する補助要件を満たす他の都道府県事業による支援金の支給を含む。）の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

第3 代理受領

私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）は受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、そ

の有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第4 交付額

学び直し支援金の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

第5 交付の申請

学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、知事に対し、交付を申請しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（様式第1号）

イ 静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付申請額内訳（様式第2号又は様式第3号）

ウ 授業料の額が確認できる書面の写し（学則等）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の決定

知事は、第5の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、申請を行った設置者に対して通知する。

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 学び直し支援金は、受給権者の授業料に充当するものとし、他の目的に使用してはならない。
- (2) 設置者はその設置する私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書面の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
- (3) 設置者はその設置する私立高等学校等に在学する受給権者に対して、当該授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。
- (4) 学び直し支援金の額を確定した場合において、すでにその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、知事の指定する期限までにその超える部分に相当する金額を返還しなければならない。
- (5) 第7の(4)に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- (6) 設置者は学び直し支援金の収支に関する帳簿、その証拠書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- (7) 設置者は、学び直し支援金に関して調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

第8 変更の交付申請

設置者は、第6に規定する交付決定後において申請内容に変更が生じた場合には、知事に対し、変更の交付申請を行い、その承認を得なければならない。

- (1) 提出書類 各1部

- ア 静岡県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（様式第4号）
- イ 静岡県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請額内訳（様式第5号又は第6号）
- ウ 授業料の額が確認できる書面の写し（学則等）（授業料が年度の途中で変更になった場合）

- (1) 提出期限
別に定める日まで

第9 変更交付決定

知事は、第8の規定による変更の交付申請があったときは、当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、変更を決定するときは、申請を行った設置者に対して通知する。

第10 実績報告

設置者は、学び直し支援金の支給について、知事に対し、実績報告を行わなければならない。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 静岡県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書（様式第7号）
 - イ 静岡県私立高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳（様式第8号又は第9号）

- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は学び直し支援金交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで

第11 額の確定

知事は、第10の規定による実績報告があったときは、当該報告について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、交付決定した内容に適合するものであると認めるときは、学び直し支援金の額を確定し、設置者に対して通知する。

第12 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書（様式第10号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第13 概算払の請求の手続

- 提出書類 1部
概算払請求書（様式第10号）

第14 交付決定の取消等

- (1) 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - ア 設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 設置者が、交付を受けた学び直し支援金を学び直し支援金の支給以外の用途に使用した場合
 - ウ 設置者が、学び直し支援金に関して、不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
 - エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- (2) 知事は、第14の(1)の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額について、期限を定めたいえで返還を命ずるものとする。
- (3) 知事は、第14の(1)アからウまでの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、第14の(2)の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を設置者が受領した日から納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- (4) 第14の(2)の規定に基づく学び直し支援金の返還及び第14の(3)の規定に基づく加算金の納付について、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第15 設置者の責務

設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

第16 その他

この要綱に定めのない事項及び学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。